慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	基督教義と羅馬法理（下）-聖トマスの徴利論研究の中-
Sub Title	
Author	打村, 鉱三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.6 (1923. 6) ,p.916(94)- 931(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230601-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

基督教義と羅馬法理（下）

―聖トマスの徵利論研究の中―

打村鑛三

五

既に教會の禁止令が俗生活を規律する法である限り、これは實生活より進んでも遲れても不可である。かくて禁止論の論調が、不知下識の間に教條聖訓的根據を離れて行つたことは、寧ろ法の當然の歩みであつた。

禁止令の論據が移つて實際交換上の正義論に變じた以上、假令徵利は凡ゆる場合に禁止せられたといふも猶他人に貸與した金額以上に要求することが不正であると同樣、貸主に迷惑をかけることも決して公正であると云ふわけはない。Thomas の usura 論は茲に彼の dammum emergens 論となる。そして利子徵收の道は、漸く開かれるのである。

羅馬法に從へば、契約當事者の一方が、己の義務を履行しなかつた爲に、他の一方の契約當事者に損害を及した時には、彼は約定せられた行爲を履行し、若しくはその對價を支拂ふべきは勿論、外に彼の責に歸せらるべき凡ゆる損害に對して賠償すること、即ち相手方の現在の地位と、契約が履行せられた時に、あつたであらう地位との間の相違（id quod interest）を、賠償することが强制せられてあつた。(Codex, VII. 47; Sohm, op. cit. pp. 389-390, p. 402) 而して此 interesse の賠償を明かに「現實に受けたる損害」（dammum emergens）と、「失はれたる豫定利益」（lucrum cessans）の二者に分けたのは、十三世紀に溯つて Accuracius（1220-1260）であるといふ。而してこの問題は、利子禁止論と關連して盛に論ぜられたのであつた。(19) 殊に dammum emergens は interesse 是認の基礎として、幾多の教法學者達に論じられたのであるが、(20) この問題に決定的論斷を與えたのは、吾が Thomas Aquinas である。

（註一九）「interesse といふ觀念は、中世法學者、神學者等の好んで探究論爭したものであるが、其定義は確實に下されなかつた。Accuracius は interesse の一般的定義を下すことなく唯、dammum emergens や lucrum cessans を包含するものなりと云ひ、有名な Bartolus は interesse とは aestimatio damni et lucri を云ふのみならず dammum, lucrum それ自身をいふと云つた。併しこの觀念は明確でない。……併しカノーニストの間に interesse の賠償といふことが或程度容認されたことは事實であつて、Raimund de Pennaforte もこの事を明言した上、evitatio damni（損害豫約）のための契約上の留保を認めて居る。而して dammum の觀念を出來るだけ擴大すると同時に、lucrum は如何に取扱ふべきかの問題を生じて來た。(この二者は利子論とは無關係に初めから分れて居た)が、結局 interesse といふ觀念には、利子は含まれてないといふ論斷が引き出されて、高利は interesse の面被の下に行はれるやうになつた。」（Endemann, Studien in der romanischen-Kanonistischen Wirtschaft- und-Rechtslehre. Bd. I. Berlin, 1874. Bd. II. 188; Bd. II. SS. 243, 247）

（註二〇）「dammum emergens は禁止論から解放されて許されてゐた。何人も自己の財產を犧牲にして憐人を救ふ義務がない」（Endemann, Studen, Bd. II. S. 273）「不能も貧困も dammum の賠償から免れる理由にはならなかつた。消費貸借に就て元本返還請求は許さるべきである。併し當時の嚴格な立證主義の下では、損害の存在、損害と不履行との因果關係を證明することは極めて困難であり、其額の證明に至つては更に困難であつた。夫れで債權者は金を貸すとき、嚴重な約束で、殊に債務者の危險に於て金錢を受領する明示の意思表示をなさしめたりして、利子禁止の抵觸から免れやうとした。」(ibid, S. 275)「Seccia は更にこれを擴張して interesse に就て請求權の當否は一に裁判官の認定によるものと主張し、interesse damni emergentis と interesse lucuri cessantis との區別をしなかつた。從つて dammum に就ても必しも當然契約に從つて定めた額だけの請求が出來るといふことはなくなつた。」(ibid, S. 275)「而してカノーニストの間に於ては、羅馬法の利子自由論は通用しなかつたと云ふものゝ、債權の性質が利息を生ずるに適する場合、即ち主とし

て金錢債權の場合には、遲延利子を取ることは絶えず許されてゐた。其の法理はローマ法によるものが多いが（usura morce）カノン法はカノン法の理論を推して、遲延利息は科罰（punitorice）又は報酬（recompentative）として、決して利子ではなく寧ろ interesse quadam damni emergentis S. lucri Cessantis であるから許さるべきであると云つた。そして非常に制限されては居たが、lex quadam cequitate として正當とせられ、一六〇〇年頃には、當時の Reichisabschied も宣言して居るごとく、債權者が種々の事情から高い interesse を請求するのを禁ぜずに、債權者の權利のミニマムを定めるといふのが通說であつた。」（ibid., S. 276.）

Thomas は曰く、「債權者はその有すべき筈であつた或ものに就て蒙れる損害の賠償を債務者に要求するも罪に陷らぬ。何となればこは、貨幣の用を賣るのではなくて、損失を避ける爲めであるから。而も借手が貸手の蒙るよりも大なる損害を免れることも得べきが故に、借手はその得たる所のものを以つて貸主に報ゆることが出來やう。」（Summa Theologica, 2a 2œ. v. 78. a. 2. ad. I; v. 62. a. 4.）而も羅馬法は lucrum の場合は勿論 dammum の請求に關しても「遲滯なければ權利なし」の原則に基いた。斯法は遲滯（mora）を定義して曰ふに、「遲滯とは債務者の責に歸すべき、若しくは債務の中に加算せらるべき債務不履行を云ふ」と。而して法律上彼等が保證しなかつた履行不能、宥恕すべき錯誤、其他正當の理由ある不履行は遲滯を生じなかつた。而して許さるべき不履行なりや否やは、之を全然事實問題として、其抽象的精査は羅馬人の好まなかつたところである。（Endemann, Studien Bd. 2. S. 255-256）(21) 而して中世の末に至るまでは、先づ最初に無利息貸借が存在して、その後故意の mora の存在ある場合、はじめて interesse 徴收のことが許されたのである。

（註二一）羅馬法に於て然り。「カノン法に於ても亦遲滯を必要としたが、ルクルムに關してはその要件に就て、大にこれを異にした。羅馬法の遲滯には債務者の責に歸すべき不履行を要したのみであつたが、カノン法に於ては更に、mora inexcusabilis を要した。この觀念をとることによつて債權者は債務者のミラが許すべからざるものであつたことを立證しなければならなかつた。而もそれは中世の嚴格な、而して文書による訴訟法に於て、而もむづかしい舉證責任主義の下に於ては容易なことではなかつた。これはカノン法が、例の如く慈善を以て道德的感情を援用した當然の結果である。」（Endemann, Studien, Bd. II. S. 257 ff.）

最早、この點まで議論が進んでくれば、その先は無利息期間を極端にまで縮めることも、この遲滯の辨償を貸付契約の當初に於て爲すことも、容易に考え出されるところで、利子は事實上立派に存在することになる。dammum と區別せられた lucrum の考え方の如き、先づ大ひに考えられねばならぬわけであるが、Thomas はやはり之を dammum と區別し、これを否定して居ると考えられる。(22) 即ち「貸主は、彼が其貨幣よりして何等の利益をも得ることのないことを理由に、賠償を約することは出來ぬ。蓋し彼の未だ所有せず、幾多の事情によりて所有を妨げらるゝことあるべきものを賣ることは、許されぬところである。」（Summa Theologica, 2a 2œ. q. 78. ad. I.）と云つて居る。而してズンマの六十二問に於ても亦これと略同樣なことを述べて、現實に失はれたる損害に對しては、賠償が許さるべきも、假想的、或は可能的に而も甚だ不確實な損害に對しては、豫じめ利子を約することの不法なることを論じて居るのである。

（註二二）W. Roscher は Thomas が lucrum を認めたと考えるやうであるが、果して然るか。余は姑らく之に贊しないのである。（Tübingen Zeitschrift 1869. 151, 159, 161 高橋教授三田、一五の一〇、六二頁の引用句）。因に Roscher はまたトマスの de usuris を認めるやうである。（W. Roscher, Principles of Political Economy, 2 vols.

Ame. trans. J. J. Labor. 1878. vol. 2. p. 131) 余は茲には、これを眞書と認めぬ說に贊して、該書にトマスの說として見ゆるところのものには、一切論及しなかつた。

けれども、この lucrum も亦軈ては認められるのであつて、今これを Endemann の言葉を借りて云へば「ユスチニアン以前から lucurum の賠償があつたか、彼の法典によつて初めて許されたかは爭のあるところである。敎會法學者や、その他の利子禁止論者の間に於ては、十六世紀に入つても猶、これは高利なりとして排斥せられた。アキノも亦この一人であつたが、彼等金錢には果實を生ぜずと做すものには、金錢の貸借によつて失はれた利益といふものがあり得ないのは極めて明白且つ自然であつたといへる。然しこの理論も、遂に實際生活には讓らなければならなかつた。法學者、神學者が lucrum を認めやうとして來たとき、商業殊に手形行爲について最もその必要の緊急なるものがあつた。十六世紀の中葉から、一般獨逸に於ても mora に對する理解ができて來、從つて lucrum も認められて來た。併し素と dammum とは異つて、當然賠償せらるべきものではないと考へられて居たので、lucrum の意味は極めて嚴格に解せられた。さうなると、かへつて世人の方では、lucrum の危險から脫れるために、豫め約束して賠償を完全にしやうとして來た。而もこの賠償の問題は、全くルクルム論から引離たれて考へられ、從つてかゝる約束なしに、lucrum は賠償を得るやの問題は、尙ほ葬り去られて居ないわけであつた。そこで學者は lucrum cessans の定義に腐心した。蓋しこれは dammum とも違ふし、usura の論とも合致せしめなければならず、然も「失はれたる利益」といふことを廣く解すれば、凡てのものに賠償を要するわけで、これは usura と同一になる。於茲 lucrum の賠償には、正當な理由と共にまた一定の制限が必要になつた。」(Studien, Bd. II. S. 276 ff.)「併し結局一面には dammum との區別が不明であり、他面には dammum 以下のものが、全部 lucrum として賠償せらるゝことも出來ず、この曖昧な論爭終つて、兩者の區別が廢せられ、證明し得る損失は、すべて賠償を受け得るといふやうになつたのは、大分後ではあるが、Raphael de Turii の著書には、すでにこの曙光を認め得るのである。」(ibid., S. 240)

六

スコラ哲學は著しい受容同化的性質を持つてゐる。この性質からして材料に對する飢求が生じ、これを所憑として渾然たる綜合を爲すのである。勿論これを助長せしめたのは今一つの特質―調和的傾向―であつて、而もこの綜合に於て彼等はそれ自身の觀方に到達することを得たのである。

いま Thomas の徵利論を構成する要素は、(一)アリストテリーズの思想、(二)羅馬法理、而してこれを統ぶるもの、(三)基督敎的思想であると稱せられる。洵に彼の徵利論を讀むものは、等しく而して容易に、この三要素を摘出し來るであらう。

Thomas は神學者である。敎父である。と同時に彼は哲學者であつた。學究であつた。その彼が經濟事象に對するとき、一方に於ては主觀的立場にあり、他方に於ては客觀的立場に立つ。然もこの關係は不即不離の狀態を保つたのである。そして彼が、スコラスティカであることは、その思想の構成に際して他の權威を求めしめた。かくて彼の徵利論にはアリストテリーズが來、羅馬法が來る。然しこの受容憑據に於て、彼

は必ずしも盲目的ではなかつた。どこまでもその主調となるところは彼自身であり、これらの材料からしては、一の新しいものが生れ來つたのである。（Max Maurenbrecher, Thomas von Aquino's Stellung zur Wirtschaftleben seiner Zeit, Einleitung 參照）

凡ての教父達の禁止論の出發點をなすところのものは、基督教的神學思想である。而して彼等の議論訓令の基礎となるものは、聖書の章句である。舊約全書について、その禁止論の根據として引かるゝところのものを觀るに、未だ必しも同書中に於て絶對に徵利貸借を禁止したと考へ得べきものはない。勿論當時未だ經濟的發達の幼稚な時代にあつた偶々なる個人所有權の早熟的發達は、社會的弊害を齎らすべきものであつたであらう。これに對して債權者はすべて七年目毎にその借手の債務を放釋すべきを命せられ、（申命記十五章一節以下）又富めるものは無酵麪包の節禮、穡時、收藏の節禮の場合に大饗宴を開いて貧民を恤はさねばならぬとか、其他、利末記二十五章二十三節、同二十五章第八節以下に記されたやうな、幾多の神法的規定が定められて、無告の民の救濟を企てゝゐる。かくて利息に關しても、出埃及記第二十二章第二十五節、利末記第二十五章三十五節以下[23]の如き規定があるが、然もこれとても絶對に利子を禁止したと考へることは難い。たゞ單に貧困者に對する寛大慈惠を勸めたものと觀るべきであらう。申命記第二十三章第十九節が同胞に對する一切の徵利行爲を禁じたと觀らるゝにも拘らず、直ちにその次節に於て「他國の人より汝利子を取るもよし」と云つてゐる。之を要するに利息の問題は、舊約に於ては同一民族間の仁慈の問題と關聯して取扱はれて居ると考へられる。

（註二十三）「汝若し汝と共に在る、我が民の貧しき者に金を貸すときは、金貸の如く爲すべからず。又利足を取るべからず。」「汝の兄弟零落れ且つ手慄ひて汝の傍にあらば之を扶助け、之をして旅客又は寄寓者の如くに汝と共にありて生命を保たしむべし。汝の兄弟より利をも息をも取るべからず、神を畏るべし、又た汝の兄弟をして汝と共にありて生命を保たしむべし、汝彼に利を取りて金を貸す可からず、又益を得んとして食物を貸すべからず」

次に新約についてイエス及その使徒の言説を考察してみる。大工の子彼イエスは確かに貧民の味方であつた。そして基督教はその當初に於て明かに貧民の宗教であつた。有名なラザロとダイスの話に於て、一は唯極貧の偏座であつたとのみで何等の善行ありとは記されてなく他は唯々非常なる富者として寧ろラザロに食を與えたことがあつても、一の非行を爲したりとは記されてない。然るに一方はたゞ貧なるが故に死後アブラハムの懷にいだかれて樂を享け、一はたゞ現世に於て富たるが故に、焦熱地獄にあつて主よ主よと呼んで一滴の水を求め、而も遂に與えられなかつたと說かれてある。また馬太傳十九章十六節以下の記載を見よ。若人が永世の爲の善行を問ひたるに對して、イエスの答へたるところのものは、その若人の幼時から守り來つたところのものであつた。そこで若人は云つた。「何の虧けたるところ我にあるか」と。イエス之れに答へて曰へらく「全からむと欲はゞ爾が所有を售りて貧者に施せ、然らば天に於て財あらむ」と。更にかのヤコブの如きは、火の如き激越なる口吻を以つて富を呪咀してゐる。[24][25]

（註二四）雅各書第二章五節以下。

（註二五）かういふ風な基督教徒の言説に社會主義的共產主義的色彩を認めることは難くない。「信者は皆心を一にして意を一にして一人其所有を己がものといふことはなく、凡てこれと共に有てり。其中に一人の窮乏者なかりき。そは地所を或は家屋をもてるものは、其れを賣りて其賣れし所の價を挈ち來り使徒の足下に置く。之を各の用に從ひて分ち與へしが故なり」使徒行傳第四章三十

二節以下）。初期の教父のうちに於ても、クインタス・セプチミウス・テルツリアヌスは「凡ゆるものは婦人をのぞいて吾れ等に共有なり」――テルツリアヌスにして猶、婦人を所有の目的たりと思つて居たらしい――と呼びユスチニアヌス、クレメンスロマヌス等また物の共有を讃えて居、アンブロジウスは「吾人が他の財産を侵略せざる限り、吾人が力を盡して吾人の物を保管するに、何の不正かこれ有んや」と云ふに對して「無恥なる哉言や、汝は我ものといふか。そは何物ぞや。汝はそを如何なる秘密の場所よりこの世に齎らせるか。汝がはじめて此世の光に浴せし時、汝がはじめて母の胎内より出し時、汝は汝とともに何物を齎らしたりしや」と叫んで居る。聖クリソストモスも亦激しい言葉を以つて相續による巨富の獲得や、不勞所得を痛擊してゐる。然もこれ等共産主義的社會主義的言説も、近代の社會主義、共産主義とは全然その本質を異にしてゐる。その主張その行動に、時に一致し、時に混淆する傾があつても、畢竟はお互に批評の立場にある。

然しながら本來彼等の望は、現世にあらずして來世にあるのである。實に「人は二人の主に事ふること能はず、そはこれを惡みかれを愛し是を親み彼を疎ずべければなり、汝等神と財とに兼ね事ふること能はず」（馬太傳六章二十四節）としたならば、天國に到らん爲には「生命の爲に何を食ひ何を飲みまた身體に何を衣んと憂慮こと」（馬太傳六章二十五節）は勿論愚である。まして當時にあつて猶自足消費を以て經濟の主要行爲となした時代を遠く隔れぬ時に當つて「蠹食ひ銹くさり盗うがち竊むところの地に財を蓄」（馬太・六章十九）ふる事は明に强慾である。而して如何に天國に入る妨げとなることであらう。かの若人とイエスの問答の話の如き、如何にこの世の財に對する執着が、他のものに越えて、天國に到る障礎となるかを力强く物語つて居るものに外ならない。人間の慾望が如何に捨てがたく、然も、之あつては來世を希ひ得ぬ一儀を示したものであらう。洵に「この世の思慮と貨幣の惑、また樣々の情慾いり來りて道を蔽ぐにより終に實を結ば」（馬可傳四章の十九）ないのである。かくて「汝曹貪しきものは禍なり、神の國は即ち汝曹の所有なればなり。汝曹いま餓えたるものは禍なり、飽くことを有べければなり」（路加・六章二〇節以下）で「汝曹富めるものは禍なる哉」（同二十四節）となるのである。素と未來を說き天國の爲に一念他意なきことを戒むるイエスが、動もすれば現世の浮雲に滿足し、將に來らんとするの日を忘るゝ徒に向つて說くところは、[26]自から知るべきである。洵に彼の教ふるところは公平正當なる現在の享樂ではなくして、寧ろ「己が爲に常に舊ざる財布すなはち盡きざる財寶を天に備えん」が爲には「爾の所有を售りて施すべし」となすのである。彼は正しく要求せよと教えるのではなくて、正しく失へと云ふのである、かくて新約に謂ふ「汝等仇を愛し又た善を爲し、何物をも望まずして貸與へよ、然らば其賞賜は大なり」[27]と云ふも、畢竟何等物質的現世的の報償を期待せずに、善事仁惠を施せといふ意に外ならぬと解釋する。勿論基督の立場にあつては、徵利の如き一切の營利行爲、就中それが時に無告の民に對する迫害となり、或は不勞にして他人の膏血に逸遊する結果を來すごときものは、全然否定せられる。然もこの路加傳第六章第三十五節の所言は、決して直接に一の社會事實たる徵利行爲の批評ではない。

（註二六）馬太傳第六章二十六節―二十九節。

（註二七）拉典譯に於て「何物をも望まずして貸し與へよ」。（mutuum date, nil il inde speranies）が改譯には「毫も絶望することなく（nihil desperanies）」になつて居る。

一宗教の教理、聖訓の上に於ける比喩訓言が、偶々經濟事象に及んだ文言を以つて、直ちに一科學の學說を目すると等しき態度を以つてこれを觀ることは誤りであらう。基督を目しポーロを目し直ちに共産主義者なり社會主義者なりと

做すの早計を誹るものは、同時に唯福音書の章句（馬太傳十三章三節以下、同二十五章十四節以下）を求め來つて「キリスト教の餘剩價値說」(28)を云々するものゝ附會を疑はねばならぬ。筆者を以つてすれば、斯教は決して共產主義にあらざるにかゝはうず、徹頭徹尾共產主義的である。筆者のかく云ふは、前論者の意が餘剩價値說の論據を基督教義のうちよりも猶援用し得べしとの意味ならば或は然らん。然も素とそは福音書の與り知らざるところであると云ふのである(29)

（註二八）　福田教授改訂經濟學研究前編七一一頁以下參照

（註二九）　トマスが、徵利は罪惡でない、何とならば何れも基督の徹を履むことによりて罪を犯すことなしと做すが故である、然るに主は己に就て云ふ「然るに何ぞ我が來るとき本と利とを得んが爲めに、我が金を兌錢肆に預けざりしや」と云つて居るといふものに對して、この章句に謂ふ利息は神が吾れ等に求むる精神財の增加を形容したのであると答へて居るのは、(Summa Theologica, Sa. Sce. q. 78. a 1.)寧ろ吾が意を得てゐる。徵利貸借の如き基督に於ては、その精神に於て許されぬ。しかし一の社會事象として看たるこの事實は、時に無關心にその教訓の比喩として用ひられるのである。

七

茲に今一つ Thomas の徵利論にとり入れられた要素の一に羅馬法理がある。ユスチニアン法典(30)に依つて示めされた羅馬法、この法典こそは、明白に貸金に對する利益を許し、元本と共に利息の支拂を强制すべき方法を備えた、人智及國策の最高具象である。(Ashley, op. cit., Pt. I. p. 146)

（註三〇）　ユスチニアン法典（Corpus Juris Civilis of Justinian）は四部より成る。即ち教科用典(Institutes)＝紀元五三三年十一月二十一日發布、提要或は教科書なると同時にそれ自體效力を有す。會典(Deigest)＝五五三年十二月二月十六日發布、法學者の斷片的議論或は拔萃の輯集で Justinian によつて法たるの效力を與えられたもの、法典 Code)＝五三四年十一月十六日發布、第一部分は前代の各皇帝により、一部はユスチニアン自身によつて except の形に於て發布せられたもの、全部强制力を有する一の完全なる法典である。其他に附律（Noveles）一篇之である。(Sohm, Institutes, p. 196 Appendix に詳細を見るべし)

羅馬國及び羅馬法の發達に於ける有史前的時代は、先づ諸王時代と一致する。法律的觀念の生じた當時の羅馬邦國は、實に氏族的國家の時代であつた。他の民族と同樣に、羅馬人にあつても氏族（gens）は實にその邦國の發祥せる原始細胞であつた。國家（community）の土地の、共同所有が gents に對してのみ許されたのである。土地の私的所有といふことは、未だ知られなかつた。たゞ動產のみ私的所有を許されて居つたので、之を要するに、人は gens の一員としてのみ生活して居つたのである（Sohm. op. cit., p. 36-39)。ところがやがて土地の私有財產たることが認められるやうになり、引續き一般の私有財產權の確立を來すやうになつたのは、實に平民階級（Plebeians）の興起の然らしむるところであつた。(Sohm. op. cit., p. 40 ff.) 羅馬に於ける自由所有の原則の、著しく早い勝利は、その都市生活の狀態に職由したことが明かである。極く初期かゝ、都市(urbs)は羅馬史の中心をなして居つた。法律的にも政治的にも、實に都市は商業の誕生地であり、商業は自由なる私有財產權を要求する。都市はまた多數を密接なる關係の下に集めることに依つて氏族的生活を破壞し、各人に自由の天地をつくる。かくて羅馬法の著しい特徵は、すでにその初期に於て都市的法律であつたことである。勿論それでも、その始めは半農的市民の法律であつたが、共和制最後のころからの、その世界的發展は、パニック戰役の終局と共に、羅馬史上の新紀元を劃するに到つたのである。實にその經濟的發展と關聯して、羅馬私法はその發達の極點に達し

たのである（Sohm. op. cit., p. 48；尙ほ Goldschmidt, Handbuch des Handelsrechts, Bd. I. 1891 の記述參照）。されば徵利貸借の如き、甚だ流行し重利も亦徵收せられて、苛酷を極めたのである（三田・十七卷ノ一及び二、拙稿參照）。十二銅表法に到つて、やうやく何分かの制限を設けたのであるが、決して利子の徵收を禁止したのではない。すなはちその第八表の第十八條に、「金利は一ウンキアヲ超過スベカラズ。委シク云ヘバ元金ノ十二分ノ一トス」と。即ちマヌーの大陽曆の十二ヶ月に從つて計算し、年利八分三分の一パーセントとなる。この制限を超過するときは、四倍額の罰金を課するやうに規定せられたのである（Sohm. Institutione. S. 515 參照）。而して同じ銅表法三標の一條より四條に亘つて規定せられた nexum の定めの如き、貸借の方法に嚴重な儀式を規定し、債務の不履行者は之を禁錮し、奴隷として國外に賣り渡す等、寧ろ財產保護の態度を示して居るのである（Sohm. op. cit. p. 50）。斯くの如くして羅馬法は、その初めより殆んどかの神法的色彩なく、人間の實際生活を最も人間らしい自由を（時に無頓着を）以つて規定し、人間の金錢的欲望をそのまゝに肯定した法律である。かくて羅馬法學に於ても、常に抽象論を嫌つた彼等法學者の好んで取扱つた問題は、債權法上のそれであつた（Sohm. op. cit, pp. 106-107）。然り、羅馬法は完全なる契約の自由と、私有財產制度是認の上に立つ法律であり、飽くまでも人間それ自身を肯定し、――と云ふよりも、寧ろ經濟的衝動による活動を是認して――その實生活を規定しやうとした法律である。

七

斯くの如くにして吾人は、Thomas の徵利論に於て二つの思想を觀るのである。一はこれを是とし、他はこれを非とする。筆者は先に基督教的禁止論の基礎となる聖典の章句は、社會的批評ではないと云つた、もしこれを社會的批評とするならば、當時その批評の對象となつた社會狀態――自足經濟的社會に於ける消費貸借の社會的弊害――が除かれた曉には、無意味となつて了はねばならぬ。その然らざるところに、その永遠の力が有する。こは正に吾人の生活を貫いて流るゝ、主靈的思想の表現である。然も吾人の生活の他の一面には、主肉的思想――飽くまで人間的な方面がある。Thomas の徵利論に於て、吾人はこれが羅馬法理によつて代表せられて居るのを見る。若し夫れそのAristotle的分子に到つては、之を以て前者思想を强むるに用ひられたものと觀るもよい。然も彼の徵利論に於て、Aristotle の經濟論[31]が利用せられたのは、たゞその所論を强める目的の爲に過ぎぬ。彼（ア氏）の「政治學」[32]それはその哲學の、個人主義的快樂說的方面[33]の補正に役立ち、その良國家建設の目的の爲に、著しく人間の營利的方面を否定した、その「政治學」中の所論からは、何ものをも引き出さなかつた。[31]否、Thomas は他のスコラ哲學者と等しく、著しく Aristotle の影響を受けた。然もそのこれに影響を及した部分は、アラビヤ文化を經たことに於て、一際その色彩を濃くした、ヘレニックな、思想の影響である。實に枯渴したるスコラ哲學は、この影響によつて一生面を得、人類生活の一に漸く一大轉期を齎らしたのである。（Windelband, Geschichte der Philosophie. 2. A. 1900 S. 215 ff.; S. 250 ff.）

（註三一）ア氏の經濟論に就ては三田・一五卷の一、高橋教授の論文に詳かである。

（註三二）經濟學が哲學と關連して現はれるのは、哲學が啻に自然を對象とする以外に出で來るのみならず、人間迄、啻に人間のみならず社會にまで及ぶときに於てのみ、然りである。（Bonar, Philosophy and Political Economy. 1889, p. 11）トマスの經濟論中に表はれる希臘思想も亦 Platon 及び Aristotle の思想である。彼 Platon に於ては、その全哲學と等しく倫理學も亦勿論專ら「善」に就て取扱つて居る。けれども倫理に於て、そは人間意志の內容をなすものと考へられた、この道德的狀態即ち、眞の德は、何人も「生れながらにして善ならざるが故に」自然の賦性でもなく、また自由意志の所產でもない。若し然らば何人も好んで惡たらざるが故に、總ての人は有德となるであらうから。寧ろ既に彼の一般哲學に關して示された如く、實際の場合に於て、教養は道德的本能の助となる。德は常に教えらるべしと。そこで教育は彼の倫理論に於て最も重要なものとなるのである。（Bonar, op. cit., p. 121）而してまた倫理と政治とは、一面に於て「善」はたゞ各人の德性によつてのみ齎すべく、他面に於て、唯眞國家のみ完全なる德に對する餘地、及びその可能を有するといふことに於て關係せらるゝのである。眞國家に於ける道德的生活こそ、考え得らるべき最高の道德である。かくて彼の目的とするところは、眞國家の建設であつて、彼の國家哲學は全くその教育手段なのである。全體として幸福なる國家を構成せんが爲めの目的の爲に、これが實際の運用實行にあづかるべき、第一、第二階級が、利己的目的によつて妨げらるゝことなく、その勤務にいそしむやうにする爲に、社會は嚴重な倫理的序列に從つて形成せらるべく、その下に於ては實に「我もの」「彼のもの」の別の如き、先づ廢せられねばならぬ。彼の著しい營利行爲否認も實にこゝに職由する。（猶彼の營利行爲 對する嫌惡は Republ. II. 371. C; Laws, XI. 198 D. E; Ib. XI. 921. C. D; Ib. V. 742, A; Ib. V. 739; Ib. VIII 831. C; Republ III. 416, 417 其他に見らるべく、これ等の點に關する批評としては、Eucken, Die Lebensanschauungen der grossen Denken 1911, S. 42; Davis, the Work of Platon 1873, vol. II. p. XVI 等）。プラトオンとアリストオテリーズとの間には幾多の相違を數えることが出來やう。けれどもその倫理觀に於ては、全然プラトオンと同一の見地にある「人は國家を離れて最も惡に陷りやすい。そして危險な動物である。」彼等は彼等の道德的尊嚴ある國家に於てのみ實現することが出來ると考へた。かくて彼も亦余の所謂ヘレニズムの意志的制御者たる希臘哲學者の一である。然も彼の倫理觀の出發點を爲す目的概念の、その究極目的は、幸福である。かくて個人の幸福を以つて個人一切の行爲の至上目的と見、その「政治學」によつてこれに加減を加えて居るとは云へ、これは決して個人の尊嚴に對する研究、又はその實施に關する主要條件についての研究を以つて出發することを、彼に妨ぐるものではない。（Eudemann, History of Philosophy. p. 105 安倍氏、古代中世哲學史、一二九—一三二頁）

（註三三）Aristotle の倫理學は、實にその主調に於て明かに個人主義的であり、快樂論的——決してデモクリトスの如きものでないまでも——である。淘に彼はその政治學第二卷に於て Platon の國家論を批評するに際し、能く人間性を認めて、彼 Platon の財產共有論を非議してゐる。

（註三四）三田・十五卷の九・二七頁—二六頁參照。

神にも非ず惡魔にも非ず、昇らんとして昇らず、沈まんとして沈まぬ人間的迷妄は、イーグン追放以來の、自我の二元的分裂によるものである。有ゆる人の世の悲劇も喜劇も之に起因する。歷史はこれを記載して、この二元の消長を語るものであるが、時に肉が勝ち、時に靈が勝つ。之を歐洲史に觀るに、ヘレニズムとヒブルーニズムとの鬪爭である。而してこの鬪爭は、何れの一者に對しても、永遠の勝利を許さぬのである。靈肉の合一が、もし可能ならずとするならば、永遠に平和は來らぬであらう。

所謂徵利論にあつても、實にこの二ッの思想が相鬪つてゐるのを觀るのであるが、吾が Thomas の徵利論に於て、二者は明かに一處に對立せしめられてゐる。而して彼のこの利息論は、遂に教會的利息論崩壞の道を開き、徵利は當然の事實となつた。吾人の經濟學、經濟的常識は之を肯定とする。然も吾人の道德的感情はこれを否認する。吾人は果して右すべきか、左すべきか。こは必しも經濟學の與り知らぬところではない。この時に際して、文明史家は靈肉合一の傾向を叫ぶ。余はその如何を知らぬ。然も所謂徵利論は、充分に考へらるべき問題である。

正誤　前號拙稿一二二頁上段「そこで消費物の貸付」云々は「そこでこの理を消費物にも及ぼし、その貸付に」の誤。

（完）